（復興交付金事業計画の記載事項）

第四十五条　法第七十七条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　復興交付金事業計画（法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画をいう。次条第一項及び第四十八条第一項において同じ。）の区域における被害の状況

二　その他内閣総理大臣が必要と認める事項

（復興交付金の配分計画の作成）

第四十六条　内閣総理大臣は、特定市町村（法第七十七条第一項に規定する特定市町村をいう。次条及び第四十八条において同じ。）又は特定都道県（同項に規定する特定都道県をいう。次条及び第四十八条において同じ。）から、法第七十七条第一項の規定により復興交付金事業計画の提出を受けた場合は、復興交付金（同条第三項に規定する復興交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により同項に規定する交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

２　内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する交付担当大臣と協議するものとする。

（復興交付金の交付の方法等）

第四十七条　復興交付金の交付の事務は、復興交付金事業等（法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「交付担当大臣」という。）が行う。

２　特定市町村又は特定都道県は、交付担当大臣に交付の申請書その他の復興交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

３　交付担当大臣は、特定市町村又は特定都道県ごとに復興交付金を交付するものとする。

４　前条及び前三項に定めるもののほか、復興交付金の交付の対象となる事業又は事務、復興交付金の交付の手続、復興交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（復興交付金事業計画の実績に関する評価）

第四十八条　特定市町村又は特定都道県は、復興交付金事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

２　特定市町村又は特定都道県は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

附　則

この府令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

別記様式第１の１（第４条関係）

復興推進計画認定申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

特定地方公共団体の長の氏名　　印

東日本大震災復興特別区域法第４条第１項の規定及び同法附則第３条に規定する措置に基づき、復興推進計画について認定を申請します。

注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

２　法第４条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第３条に規定する措置」の文字を、法附則第３条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第４条第１項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

復興推進計画

作成主体の名称：

１　復興推進計画の区域

２　復興推進計画の目標

３　目標を達成するために推進しようとする取組の内容

４　目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項

５　復興推進事業ごとの特別の措置の内容

６　その他復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

注　１の区域内において次に掲げる区域を定める場合は、当該区域を併せて記載すること。

⑴　目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域（復興産業集積区域）

⑵　目標を達成するために居住の安定の確保及び居住者の利便の増進の取組を推進すべき区域（復興居住区域）

⑶　目標を達成するために社会福祉、環境の保全その他の分野における地域の課題の解決を図る取組を推進すべき区域（復興特定地域）

別記様式第１の２（第５条関係）

復興推進計画の変更の認定申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

特定地方公共団体の長の氏名　　印

年　月　日付けで認定を受けた復興推進計画について下記のとおり変更したいので、東日本大震災復興特別区域法第６条第１項の規定及び同法附則第３条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

１　変更事項

２　変更事項の内容

注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

２　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

３　法第６条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第３条に規定する措置」の文字を、法附則第３条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第６条第１項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。